

令和5年厚木市農業委員会4月定例総会議事録

日 時 令和5年4月25日 火曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 湯 舟 武

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主任 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告16件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告10件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告2件)
- 4 国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 6 農地法第4条の規定による許可申請の取下げについて (報告1件)
- 7 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について (9件)
- 8 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
- 9 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について (5件)
- 10 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について (57件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和5年厚木市農業委員会4月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の内海則行委員、4番の井上慎一委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、3月13日から4月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
まず、令和4年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、1件、2筆、面積は396平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で4件、4筆、面積は630.76平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、5件、6筆、面積は1,026.76平方メートルでございます。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの法第4条及び第5条を合わせまして、167件、270筆、面積は72,120.92平方メートルでございます。

続きまして、令和5年度分の処理状況でございます。

法第4条につきましては、合計で2件、2筆、面積は365.07平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で9件、12筆、面積は5,578平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、11件、14筆、5,943.07平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、3月13日から4月10日までに受付したのものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

まず、令和4年度分の処理状況でございます。

被相続人は2人、農地の所有権を取得された相続人は2人、筆数は延べ12筆、面積は延べ7,356平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

次に、令和5年度分の処理状況でございます。

被相続人は5人、農地の所有権を取得された相続人は8人、筆数は延べ47筆、面積は延べ17,982.70平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。報告する案件は2件となります。

1番でございます。

土地の所在地につきましては小野字中曽根1筆及び竹ノ内1筆、地目はともに田、合計面積は1,444平方メートルです。

貸人は、小野にお住まいのAさん、借人は、小野にお住まいのBさんでございます。

借人の都合により、3月20日に合意解約されたものでございます。

2番でございます。

土地の所在地につきましては棚沢字廣町1筆、地目は田、面積は984平方メートルです。

貸人は、愛川町中津にお住まいのCさん、借人は、福島県相馬市岩子字大迫の合同会社D、代表

社員Eさんでございます。

貸人の都合により、令和5年3月15日に合意解約されたものでございます。
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について、御報告いたします。

本件につきましては、令和5年3月27日付けで東京国税局長から農地の現況について照会があったものです。

土地の所在は、飯山字上河原2筆、登記地目はともに田、合計面積は2,764平方メートルでございます。

所有者は、飯山にお住まいのFさんです。

現地調査により、当該地は市街化調整区域内の土地で、農用地区域となっており、現況は2筆とも農地であることを確認しております。

当該2筆に関し、裁判所の競売になった農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する、買受適格証明書が必要である旨を回答いたしました。

国からの通達に基づき、地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いに準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件です。

1番でございます。

証明願提出者は、七沢にお住まいのGさん、対象地は七沢字金井2筆及び日向川2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は895平方メートルです。

当該土地のうち、七沢字金井2筆及び日向川1筆は河川の一部となっており、現在に至っているものです。平成25年に撮影の航空写真でも河川の一部であることが確認できております。また、七沢字日向川1筆は、昭和45年頃から、Gさんが経営する法人の資材置場及び作業場として使用し、現在に至っているものです。平成25年度固定資産公課証明書で宅地課税されていることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、三橋委員に資料により確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

2番でございます。

証明願提出者は、茅ヶ崎市柳島海岸2丁目にお住まいのHさん、対象地は上荻野字用野6筆、登記地目は全て畑、合計面積は5,150平方メートルです。

当該土地は、昭和40年代頃は畑として耕作しておりましたが、隣接地における樹木の繁茂が激しく、日照状況も悪くなり、耕作することに支障をきたし、昭和50年代に植林、山林化し現在に至っているものです。平成25年に撮影の航空写真でも山林化していることが確認できております。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に現地を確認いただき、1番同様、農地に該当しないと判断をいただいたものでございます。

両案件とも、地区担当委員から、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないとの御判断をいただいたため、神奈川県が定める、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、それぞれ非農地証明を交付したことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程6、「農地法第4条の規定による許可申請の取下げ」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました、「農地法第4条の規定による許可申請の取下げ」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

本件につきましては、令和5年厚木市農業委員会3月定例総会におきまして、対象地、猿ヶ島字

道添1筆、地目は田、面積は584平方メートルの内101.00平方メートルについて、申請人を猿ヶ島にお住まいのIさんとする、駐車場設置のための農地法第4条の許可申請を御審議いただいた案件でございます。

農業委員会事務局では、3月定例総会で許可相当とすることと決定しましたので、その旨の意見書を作成し、神奈川県知事に進達しましたが、4月5日付けで申請者から資料の補正を目的とした計画変更のため、許可申請取下書が提出され、4月7日に神奈川県知事に送付いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程7、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は9件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、棚沢字廣町3筆、登記地目は全て田、合計面積は2,596平方メートルでございます。

渡人は棚沢にお住まいのJさん、受人は棚沢にお住まいのKさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び子の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、上古沢字前田1筆、登記地目は畑、面積は1,080平方メートルでございます。

渡人は上古沢にお住まいのLさん、受人は森の里3丁目にお住まいのMさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、温水字根下2筆、登記地目はともに田、合計面積は304平方メートルでございます。

渡人は温水西2丁目にお住まいのNさん、受人は伊勢原市高森6丁目にお住まいのOさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機。

労働力につきましては、本人1人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、三田字道神塚2筆、登記地目はともに畑、合計面積は2,186平方メートルでございます。

渡人は三田にお住まいのPさん、受人は同住所にお住まいのQさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人及び両親の3人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、愛甲東三丁目1筆、登記地目は田、面積は975平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのRさん、受人は同住所にお住まいのSさんです。

農業経営安定のための贈与による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び両親の3人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は、七沢字金井1筆、登記地目は田、面積は1,323平方メートルでございます。

渡人は七沢にお住まいのTさん、受人は七沢にお住まいのUさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて7番でございます。

対象となる農地は、下依知字御岳1筆、登記地目は畑、面積は409平方メートルでございます。

渡人は金田にお住まいのVさん、受人は金田にお住まいのWさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子の3人です。

続いて8番でございます。

対象となる農地は、上古沢字前田2筆、登記地目はともに田、合計面積は1,199平方メートルでございます。

渡人は相模原市南区当麻にお住まいのXさん、受人は伊勢原市池端にお住まいのYさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機等。

労働力につきましては、本人及び兄弟2人の3人です。

最後に9番でございます。

対象となる農地は、温水字下耕地2筆、登記地目はともに畑、合計面積は991平方メートルでございます。

渡人は温水にお住まいのZさん、受人は船子のa株式会社、代表取締役bさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、施設野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。

労働力につきましては、本人1人です。

なお、1番から9番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件等の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<湯舟委員>

6番について、対象地の登記地目は田だが、露地野菜での利用を予定しているとのこと、どういふことか。

<専任主幹>

登記地目は田でございますが、現況は畑になっております。

なお、現地確認もしております。

<湯舟委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程8、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明

申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、三田字上山1筆、登記地目は畑、面積は427平方メートルです。

申請人は三田にお住まいのcさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

申請人は、三田に本店を置き、家具の製造販売業を営む有限会社坪原木工から、業務に関わる作業員及び職員通勤車両の駐車場を確保するため、事業所から近い申請地を貸してほしい旨の要望を受けたものです。

申請地の南側は資材置場、西側は道路、北側は畑、東側は河川敷に接しております。

出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、車両12台分の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、南側は既存コンクリートブロック、北側及び東側にコンクリートブロック3段積及びメッシュフェンスを設置する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵浸透トレンチ管による敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程9、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

なお、本議案は5番までございますが、1番については、大矢委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、大矢委員の退出を求めます。

[大矢委員退室]

<議長>

それでは、日程9、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番について、事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番について、御説明申し上げます。

対象となる農地は、三田字蟹淵10筆及び同1筆の一部、登記地目は全て田、合計面積は10,586平方メートルの内9,772平方メートルです。

受人・借人は水引2丁目のd、代表理事組合長eさん、渡人は三田にお住まいのfさん外2人、貸人は三田にお住まいのgさんです。

本申請は、所有権移転及び賃借権設定による営農経済センター設置のための転用許可申請です。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。

第1種農地は原則農地転用できませんが、今回の転用は農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定されている「市町村農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に定められる施設を整備する」ため、農地転用ができるものでございます。

申請地の東側及び南側は道路、北側は田及び道路、西側は水路及び道路に接しております。

北側の市道は中心から2.5メートルでセットバックの上、農機具保管庫の出入口。東側は幅12.6メートルの駐車場の出入口。西側は幅8メートルのグリーンセンターへの出入口及び幅11メートルのライスセンターへの出入口を設け、敷地内を転圧・整地し、アスファルト舗装の駐車場及び営農経済センターを建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北側の市道との境界にはコンクリートブロック2段積にフェンスを設置、東側、南側及び西側、北側の田との境界にはコンクリートブロックに3段積にフェンスを設置する計画となっております。

また、敷地内に約12パーセントの緑地帯を設ける計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチにて敷地内浸透処理、汚水につきましては、合併浄化槽にて処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本案件につきましては、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和5年2月16日に、役員、地元農業委員及び事務局職員で現地確認を行い、事業者から計画の説明を聞いております。

なお、農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することになり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構

の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請の1番についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで、大矢委員を入室させてください。

[大矢委員入室]

<議長>

それでは、日程9、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」の2番から5番について、事務局の説明を求めます。

<農地管理係主任>

ただいま議題となりました、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番から5番について御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに2番でございます。

対象となる農地は、七沢字日向川2筆、登記地目はともに畑、合計面積は481平方メートルです。

借人は七沢の有限会社h、代表取締役iさん、貸人は七沢にお住まいのjさん外1人です。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に玉川地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は飲食業を営む法人で、従業員及び来客の駐車場が不足しているため、店舗が近い申請地を選定されたものでございます。

申請地の北東側は畑及び駐車場、南東側は宅地、南西側は歩道、北西側は道路に接しております。北西側に6メートルの出入口を設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷し、車両11台の駐車場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北東側、南東側及び南西側については、土留鋼板を設置、北西側については、法面の防草シートを敷く計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては敷地内自然浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、中依知字櫻樹1筆、登記地目は畑、面積は439平方メートルです。

受人は妻田北3丁目の有限会社k、代表取締役1さん、渡人は山際にお住まいのmさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に高速道路の出入口が存する第3種農地です。

受人は土木業を営む法人で、所有する資材置場は無く現場に置いていたましたが、材料を保管することができず仕事に支障をきたしているため、圏央厚木インターへのアクセスがよい申請地を選定されたものでございます。

申請地の東側及び通路の西側は畑、南側は資材置場、西側及び北東側は道路、北側は竹林に接しております。

西側の市道は中心から2.5メートルセットバックの上、西側及び北東側に出入口を設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利敷し、ブロックや残土等の置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、南側及び西側以外には、コンクリートブロック1から3段積を設置、南側は既存土留鋼板及びメッシュフェンスを設置する計画となっております。

緑地帯は北側及び東側に設け、敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管による敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続中となっております。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、中依知字櫻樹4筆、登記地目は全て畑、合計面積は1,551平方メートルです。

受人はまつかげ台にお住まいnさん、渡人は山際にお住まいのmさん外1人です。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に高速道路の出入口が存する第3種農地です。

受人は、中荻野に事業所を置き、自動車修理及び販売業を営む個人事業主で、仕入れ台数が、現在使用している車両置場を上回りスペースがないため、圏央厚木インターへのアクセスがよい申請地を選定されたものでございます。

申請地の東側は畑及び宅地、西側は道路、南側は宅地及び道路、北側は資材置場に接しております。

西側の市道は中心から2.5メートルセットバックの上、西側及び南側に出入口を設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷し、車両置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側の畑に隣接している部分はコンクリートブロック1から

3段積を設置、東側及び南側の宅地に隣接している部分は既存コンクリートブロック積を使用、西側は地先境界ブロックを設置、北側は既存土留鋼板にメッシュフェンスを設置する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、手続中となっております。

最後に5番でございます。

対象となる農地は、下荻野字西四ツ谷1筆、登記地目は畑、面積は501平方メートルです。

受人は横浜市西区中央1丁目のo株式会社、代表取締役pさん、渡人は棚沢にお住まいのqさんです。

本申請は、所有権移転による貸資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地です。

受人は、横浜市西区中央1丁目に事業所を置き、不動産業を営む法人で、飯山に事業所を置き、解体業を営む株式会社rより要望を受け、交通の便が良い申請地を選定されたものでございます。

申請地の南側は雑種地、東側及び西側は畑、北側は道路に接しております。

北側の市道は中心から2.5メートルセットバックの上、出入口を設け、敷地内を転圧・整地、砂利敷し、資材置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、南側はコンクリートブロック1段積にフェンスを設置、東側及び西側は単管パイプ及び土留鋼板1段を設置する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、手続中となっております。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番から5番までの全てについて、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずる恐れはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての2番から5番までの説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<井上委員>

2番及び3番について、申請地の周辺が既に農地転用されているが、今後、一体で利用するのではないか。

<農地管理係主任>

申請業者が利用すると、代理人に確認しております。

転用し、工事完了後に一体計画で開発する場合は、他法令により制限されると考えられます。

<井上委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」の2番から5番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」の2番から5番については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程10、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

1番から57番までの合計集積面積は、81,498.61平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が54件、105筆、78,727.61平方メートル、賃借権が3件、3筆、2,771平方メートルです。

地目別では、田が36件、71筆、50,841.33平方メートル、畑が21件、37筆、30,657.28平方メートルです。

利用目的別では、水稻が32件、普通畑が24件、果樹が1件です。

契約期間別では、3年間が50件、6年間が6件、9年間が1件。また、新規設定が16件、更新設定が41件でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程10、議案第20号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年厚木市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。

令和5年4月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
